

各基本計画の構成について

	根拠法の規定事項 (水産基本法第11条)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
水産基本計画 H13.6法律公布 H14.3閣議決定 <変更> おおむね5年ごとに見直し。	一 水産に関する施策についての基本的な方針	第1 水産に関する施策についての基本的な方針	基本的施策(12～32条)を踏まえ、それを組み替え詳述
	二 水産物の自給率の目標	第2 水産物の自給率の目標 1 基本的考え方 (1) 水産物の自給率目標の意義 (2) 水産物の自給率目標の定め方 2 我が国漁業の持続的生産目標 (1) 漁業生産に関する課題 (2) 我が国漁業の持続的生産目標 3 望ましい水産物消費の姿 (1) 水産物消費に関する課題 (2) 望ましい水産物消費の姿 4 水産物の自給率目標	
	三 水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	第3 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 水産物の安定供給の確保に関する施策 (1) 食料である水産物の安定供給の確保 (2) 排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理 (3) 排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理 (4) 水産資源に関する調査及び研究 (5) 水産動植物の増殖及び養殖の推進 (6) 水産動植物の生育環境の保全及び改善 (7) 排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発 (8) 水産物の輸出入に関する措置 (9) 国際協力の推進 2 水産業の健全な発展に関する施策 (1) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成 (2) 漁場の利用の合理化の推進 (3) 人材の育成及び確保 (4) 漁業災害による損失の補てん等 (5) 水産加工業及び水産流通業の健全な発展 (6) 水産業の基盤の整備 (7) 技術の開発及び普及 (8) 女性の参画の促進 (9) 高齢者の活動の促進 (10) 漁村の総合的な振興 (11) 都市と漁村の交流等 (12) 多面的機能に関する施策の充実 3 団体の再編整備に関する施策	
	四 前三号に掲げるもののほか、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	第4 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 1 施策の評価と見直し 2 財政措置の効率的かつ重点的な運用 3 情報の公開と国民の意見の反映 4 国と地方の役割分担及び関係者の取組の促進 5 国際規律との調和等 6 定期的な見直し	

	根拠法の規定事項 (高度情報通信ネットワーク 社会形成基本法第35条)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
e-Japan重点計画－2002 H12.12法律公布 H13.3「e-Japan重点計画」IT戦略本部決定 H14.6改訂 <変更>5年程度を見通し記述。 毎年春に見直し。	一 高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針	<Ⅰ 基本的な方針> 1. IT革命の意義 2. 目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿 3. 基本方針 (1)官民の役割分担 (2)重点政策5分野 (3)横断的な課題 (4)ベンチマーク(指標) (5)高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の役割	施策の基本方針の規定(16～24条)とほぼ同項目
	二 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策	<Ⅱ 重点政策5分野> 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 (1)現状と課題 (2)施策の意義 (3)これまでの主な成果 (4)具体的施策 ①新たなネットワークインフラ等の形成推進 ②既存設備を利用したネットワークインフラ等の形成推進 ③いつでもどこでも安心して利用出来るネットワークの構築 ④自由かつ公正な競争環境の整備の促進 ⑤放送のデジタル化 ⑥多様なビジネスモデルへの支援 ⑦ブロードバンド時代に向けた研究開発の推進 ⑧国際インターネット網の整備など世界的に均衡のとれたIT社会の実現	
	三 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策	2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成 (1)現状と課題 (2)施策の意義 (3)これまでの主な成果 (4)具体的施策 ①学校教育の情報化等 ②国民のIT活用能力の向上 ③IT分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発	
	四 電子商取引等の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策	3. 電子商取引等の促進 (1)現状と課題 (2)施策の意義 (3)これまでの主な成果 (4)具体的施策 ①電子商取引等の浸透のための制度整備の充実 ②商取引の電子化の加速的推進 ③消費者保護対策の充実 ④国際的な環境整備	
	五 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策	4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (1)現状と課題 (2)施策の意義 (3)これまでの主な成果 (4)具体的施策 ①行政の情報化 ②公共分野	
	六 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策	5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (1)現状と課題 (2)施策の意義 (3)これまでの主な成果 (4)具体的施策 ①政府の情報セキュリティ確保 ②重要インフラのサイバーテロ対策 ③民間部門における情報セキュリティ対策及び	

		普及啓発 ④情報セキュリティに係る制度・基盤の整備 ⑤個人情報の保護 ⑥情報セキュリティに係る研究開発 ⑦情報セキュリティに係る人材育成 ⑧情報セキュリティに係る国際連携
七 前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項		<III 横断的な課題> 1. 研究開発の推進 (1) 基本的考え方 (2) 研究開発の推進方策 (3) 重点領域 ①高速・高信頼情報通信システム技術 ②次世代情報通信技術等 ③広範な研究開発分野のための基盤技術(研究開発の情報化)等 2. 国際的な協調及び貢献の推進 (1) 基本的考え方 (2) 国際的取組の強化のための方策 ①国際的情報流通基盤の整備 ②アジア発の次世代技術の確立 ③アジアのIT人材の育成・流動化 3. デジタル・ディバイドの是正 (1) 地理的情報格差の是正 ①地域情報通信ネットワーク基盤の公的整備推進 ②民間事業者による情報通信基盤の整備に対する支援 ③情報通信技術を活用した公共サービスの充実 (2) 年齢・身体的な条件の克服 ①情報提供のバリアフリー化 ②公共空間のバリアフリー化 ③学校のバリアフリー化 ④障害者・高齢者のための情報通信関連機器・システム、サービスの開発等 4. 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応 (1) 雇用問題への対応 ①ITに関する職業能力の開発 ②雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進 (2) その他の課題への対応 ①青少年の健全育成 ②違法行為、違法・有害情報の流通への対応 5. 国民の理解を深めるための措置 (1) 広報活動の充実 (2) 学校におけるIT教育の充実 (3) 「e！プロジェクト」の推進

	根拠法の規定事項 (食料・農業・農村基本法第15条)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
食料・農業・農村基本計画 H11.7法律公布 H12.3「食料・農業・農村基本計画」閣議決定 <変更>10年程度を見通し記述。概ね5年毎に見直し。	一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針	<第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針> 1. 食料の安定供給の確保 2. 多面的機能の発揮 3. 農業の持続的な発展 4. 農村の振興	基本理念の規定(2～5条)と同項目、ほぼ同じ内容で詳述
	二 食料自給率の目標	<第2 食料自給率の目標> 1. 基本的考え方 2. 望ましい食料消費の姿 3. 農業生産の努力目標 4. 食料自給率の目標	
	三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	<第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策> 1. 食料の安定供給に関する施策 (1) 食料消費に関する施策の充実 (2) 食品産業の健全な発展 (3) 農産物の輸出入に関する措置 (4) 不測時における食料安全保障 (5) 国際協力の推進 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (1) 望ましい農業構造の確立 (2) 専ら農業を営む者等による農業経営の展開 (3) 農地の確保及び有効利用 (4) 農業生産の基盤の整備 (5) 人材の育成及び確保 (6) 女性の参画の促進 (7) 高齢農業者の活動の促進 (8) 農業生産組織の活動の促進 (9) 技術の開発及び普及 (10) 農産物の価格の形成と経営の安定 (11) 農業災害による損失の補てん (12) 自然循環機能の維持増進 (13) 農業生産資材の生産及び流通の合理化 3. 農村の振興に関する施策 (1) 農村の総合的な振興 (2) 中山間地域等の振興 (3) 都市と農村の交流等 4. 団体の再編整備に関する施策	基本的施策の規定(16～38条)と同項目
	四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	<第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項> 1. 施策の評価と見直し 2. 財政措置の効率的かつ重点的な運用 3. 情報の公開と国民の意見の反映 4. 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携 5. 国際規律との調和等 6. 定期的な見直し	

	根拠法の規定事項 (男女共同参画社会基本法第13条)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
男女共同参画基本計画 H11.6法律公布 H12.12「男女共同参画基本計画」閣議決定 <変更>10年程度を見通した長期的方向性と5年後までに実施する具体的施策を記述。	一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱	<第1部 基本的考え方> 1. 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯 2. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成 <第2部 施策の基本的方向と具体的施策> 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請 (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援 (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開 (3) 法識字の強化及び相談の充実 (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進 (2) 母性健康管理対策の推進 (3) 女性の能力発揮促進のための援助 (4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 4. 農山漁村における男女共同参画の確立 (1) あらゆる場における意識と行動の変革 (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 (1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 (2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備 (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進 6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 (1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築 (2) 高齢期の所得保障 (3) 高齢者の社会参画の促進 (4) 障害のある者への配慮の重視 (5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 (1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり (2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進 (3) 性犯罪への対策の推進 (4) 売買春への対策の推進 (5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (6) ストーカー行為等への対策の推進 8. 生涯を通じた女性の健康支援 (1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透 (2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進 (3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進 9. メディアにおける女性の人権の尊重 (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のための	基本理念(3～7条)を中心とした項目を拡充

	メディアの取組の支援等 (2)国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進 10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 (1)男女平等を推進する教育・学習 (2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 (1)国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透 (2)地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	<第3部 計画の推進> 1. 国内本部機構の組織・機能強化 2. 調査研究、情報の収集・整備・提供 3. 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化	基本的施策の規定(16～20条)に沿って具体的に記述

	根拠法の規定事項 (ものづくり基盤技術振興基本法第9条)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
ものづくり基盤技術基本計画 H11.3 法律公布 H12.9 閣議決定 <変更>適宜、基本計画に検討を加え、必要があるときは変更する	一 ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な方針	<第1章 ものづくり基盤技術の振興に関する基本的な方針>	基本的施策の規定(10～18条)とほぼ同項目
	二 ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項	<第2章 ものづくり基盤技術の研究開発に関する事項> 第1節 ものづくり基盤技術に関する研究開発の推進等 1. ものづくり基盤技術に関する研究開発の実施及びその成果の普及 2. ものづくり基盤技術に関する研修及び相談・助言 3. 特許権その他の工業所有権に関する情報の提供等 第2節 ものづくり事業者と大学等の連携 1. 大学等との連携の必要性 2. 大学等との連携の円滑化 3. 大学等の能力を活用した研究開発の促進 4. 大学等の研究成果の利用の促進 5. 研究開発に係る人材の育成	
	三 ものづくり労働者の確保等に関する事項	<第3章 ものづくり労働者の確保等に関する事項> 第1節 失業の予防その他雇用の安定 1. 雇用創出に対する支援 2. 失業なき労働移動の支援 3. 景気循環に対応した雇用の維持・安定対策 4. 労働力需給調整機能の強化 5. 技能を活用した地域雇用開発等の推進 6. 若年者に対する職業意識の啓発等 7. 65歳までの雇用・就業機会の確保等 第2節 職業能力の開発及び向上 1. 産学官の連携による人材育成の推進 2. 公共職業訓練の推進 3. 事業主が行う職業能力開発の推進 4. 労働者の自発的な職業能力開発のための環境整備 5. ものづくり人材育成のための大学の設立の取組への支援 第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、職場環境の整備改善等 1. 職業能力評価制度の整備 2. 技能の尊重気運の醸成 3. 熟練ものづくり労働者の活用等 4. 職場環境の改善その他福祉の増進	
	四 ものづくり基盤産業の育成に関する事項	<第4章 ものづくり基盤産業の育成に関する事項> 第1節 産業集積の推進等 1. ものづくり事業者の新たな集積の促進及び既存の集積の有する機能の強化 2. 新規創業等に係る支援機能の充実等 第2節 中小企業の育成 1. 中小企業の経営基盤の強化 2. 取引の適正化 3. 中小企業の経営の革新及び創業の促進 4. 新たな設備の設置等	
	五 ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項	<第5章 ものづくり基盤技術に係る学習の振興に関する事項> 第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実 1. 初等中等教育におけるものづくり教育の充実	

		2. 高等教育におけるものづくり教育の充実 第2節 ものづくりに係る生涯学習の振興 1. 専修学校教育を通じたものづくり教育・学習の振興 2. 一般市民や若年層に対する普及啓発 3. 公民館、博物館等における多様な事業の展開 4. ものづくり学習の成果の評価 5. 文化活動の機会の提供	
	六 その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項	<第6章 その他ものづくり基盤技術の振興に関し必要な事項> 第1節 国際協力 第2節 情報技術の活用 第3節 その他	

	根拠法の規定事項 (科学技術基本法第9条)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
科学技術基本計画 H7.11法律公布 H8.7「第1期科学技術基本計画」閣議決定 H13.3「第2期科学技術基本計画」閣議決定 <変更> 5年後	一 研究開発の推進に関する総合的な方針	<第1章 基本理念> 1. 科学技術を巡る諸情勢 2. 我が国が目指すべき国の姿と科学技術政策の理念 3. 科学技術政策の総合性と戦略性 4. 科学技術と社会の新しい関係の構築 5. 第1期科学技術基本計画の成果と課題 6. 科学技術振興のための基本的考え方	政府の研究開発投資の総額について触れている
	二 研究施設及び研究設備の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	<第2章 重要政策> 【I. 科学技術の戦略的重点化】 1. 基礎研究の推進 2. 国家的・社会的課題に対応した研究開発の重点化 3. 急速に発展し得る領域への対応 【II. 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革】 1. 研究開発システムの改革 2. 産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革 3. 地域における科学技術振興のための環境整備 4. 優れた科学技術関係人材の養成とそのための科学技術に関する教育の改革 5. 科学技術活動についての社会とのチャンネルの構築 6. 科学技術に関する倫理と社会的責任 7. 科学技術振興のための基盤の整備 【III. 科学技術活動の国際化の推進】 1. 主体的な国際協力活動の展開 2. 国際的な情報発信力の強化 3. 国内の研究環境の国際化	基本的施策(10～19条)に沿って詳述
	三 その他科学技術の振興に関し必要な事項	<第3章 科学技術基本計画を実行するに当たっての総合科学技術会議の使命>	

	根拠法の規定事項 (高齢社会対策基本法第6条)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
高齢社会対策大綱 H7.11法律公布 H8.7「第1期高齢社会対策大綱」閣議決定 H13.12「第2期高齢社会対策大綱」閣議決定 <変更>5年後を目途に見直し。		<第1 目的及び基本姿勢> 1. 大綱策定の目的 2. 基本姿勢 (1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し (2) 予防・準備の重視 (3) 地域社会の機能の活性化 (4) 男女共同参画の視点 (5) 医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用	基本理念 (2条)についてやや詳しく記述
		<第2 横断的に取り組む課題> 1. 多様なライフスタイルを可能にする高齢期の自立支援 2. 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し 3. 世代間の連帯強化 4. 地域社会への参画促進	基本的施策 (9～14条)の規定と同一項目
		<第3 分野別の基本的施策> 1. 就業・所得 (1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保 (2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮 (3) 公的年金制度の安定的運営 (4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援 2. 健康・福祉 (1) 健康づくりの総合的推進 (2) 介護保険制度の着実な実施 (3) 高齢者医療制度の改革 (4) 子育て支援施策の総合的推進 3. 学習・社会参加 (1) 生涯学習社会の形成 (2) 社会参加活動の促進 4. 生活環境 (1) 安定したゆとりある住生活の確保 (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進 (3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 (4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成 5. 調査研究等の推進 (1) 各種の調査研究等の推進 (2) 調査研究等の基盤の整備	
		<第4 推進体制等> 1. 推進体制 2. 推進に当たっての留意事項 3. 大綱の見直し	

	根拠法の規定事項 (環境基本法第15条)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
環境基本計画 H5.11法律公布 H6.12「第1期環境基本計画」閣議決定 H12.12「第2期環境基本計画」閣議決定 <変更>5年後を目途に見直し。	一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱	<第1部 環境の現状と環境政策の課題> 第1節 環境の現状 第2節 環境基本計画策定後における環境政策の進展 第3節 21世紀初頭における環境政策の課題 <第2部 21世紀初頭における環境政策の展開の方向> 第1節 持続可能な社会を目指して 1. 人と環境の望ましい関係 2. 持続可能な社会の構築 第2節 持続可能な社会の構築に向けた環境政策 1. 基本的な考え方 2. あらゆる場面における環境配慮の織り込み 3. あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ 4. あらゆる主体の参加 5. 地域段階から国際段階まであらゆる段階における取組 第3節 21世紀初頭における環境政策の重点分野 <第3部 各種環境保全施策の具体的な展開> 第1章 戦略的プログラムの展開 第1節 地球温暖化対策の推進 第2節 物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組 第3節 環境への負荷の少ない交通に向けた取組 第4節 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組 第5節 化学物質対策の推進 第6節 生物多様性の保全のための取組 第7節 環境教育・環境学習の推進 第8節 社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組 第9節 環境投資の推進 第10節 地域づくりにおける取組の推進 第11節 国際的寄与・参加の推進 第2章 環境保全施策の体系 第1節 環境問題の各分野に係る施策 第2節 各種施策の基盤となる施策 第3節 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策 第4節 国際的取組に係る施策 <第4部 計画の効果的実施> 第1節 各主体の連携と推進体制の強化 第2節 目標の設定 第3節 財政措置等 第4節 各種計画との連携 第5節 計画の進捗状況の点検及び計画の見直し	基本的施策(16～40条)を踏まえ、それを組み替え詳述
	二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項		

	根拠法の規定事項 (障害者基本法第7条の2)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
障害者対策に関する新長期計画 S45.5法律公布 H5.3「障害者対策に関する新長期計画」障害者対策推進本部決定 ※平成5年12月の法改正により、基本計画の策定が政府の義務として法定 <変更>10年程度を見通し記述。		<第1 基本的考え方> 1. 障害者の主体性、自立性の確立 2. 全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくり 3. 障害の重度化・重複化及び障害者の高齢化への対応 4. 施策の連携 5. 「アジア太平洋障害者の十年」への対応 <第2 分野別施策の基本的方向と具体的方策> 1. 啓発広報 (1) 啓発広報の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア活動の推進 2. 教育・育成 (1) 心身障害児に対する教育施策の充実 (2) 心身障害児に対する育成施策の充実 3. 雇用・就業 (1) 障害種類別対策の推進 (2) 重度障害者対策の推進 (3) 職業リハビリテーション対策の推進 4. 保健・医療 (1) 心身障害の発生予防、早期発見及び研究の推進 (2) 医療・リハビリテーション医療の充実 (3) 精神保健対策の推進 (4) 専門従事者の確保 5. 福祉 (1) 生活安定のための施策の充実 (2) 福祉サービスの充実 (3) 福祉機器の研究開発・普及 6. 生活環境 (1) 建築物の構造の改善 (2) 住宅整備の推進 (3) 移動・交通対策の推進 (4) 情報提供の充実 (5) 防犯・防災対策の推進 7. スポーツ、レクリエーション及び文化 8. 国際協力 <第3 推進体制等>	基本的施策(10～26条)を踏まえ、それを組み替え詳述

	根拠法の規定事項 (森林・林業基本法第11条)	基本計画の構成内容	基本法の規定との関係
森林・林業基本計画 S39.7法律公布 H13.10「森林・林業基本計画」閣議決定 ※平成13年7月の法改正により、基本計画の策定が政府の義務として法定 <変更>20年程度を見通して定める。概ね5年毎に見直し、変更。	一 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	<第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針> 1 森林の有する多面的な機能の発揮 2 林業の持続的かつ健全な発展 3 林産物の供給及び利用の確保	
	二 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標	<第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標> 1 基本的考え方 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 3 林産物の供給及び利用に関する目標	
	三 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	<第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策> 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 (1) 森林の整備の推進 (2) 森林の保全の確保 (3) 技術の開発及び普及 (4) 山村地域における定住の促進 (5) 国民等の自発的な活動の促進 (6) 都市と山村の交流等 (7) 国際的な協調及び貢献 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 (1) 望ましい林業構造の確立 (2) 人材の育成及び確保 (3) 林業労働に関する施策 (4) 林業生産組織の活動の促進 (5) 林業災害による損失の補てん 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策 (1) 木材産業等の健全な発展 (2) 林産物の利用の促進 (3) 林産物の輸入に関する措置 4 国有林野の管理及び経営の事業 5 団体の再編整備に関する施策 (1) 森林組合系統組織 (2) 団体間の連携の強化	基本的施策の規定(12～28条)と同項目
	四 前三号に掲げるもののほか、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	<第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項> 1 施策の評価と見直し 2 財政措置の効率的かつ重点的な運用 3 情報の公開と国民の意見の反映 4 国と地方の役割分担及び多様な主体の参加と連携 5 国際規律との調和等 6 定期的な見直し	